

令和2年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

定期巡回・
随時対応型訪問介護看護

目 次

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

人員基準	1
介護・医療連携推進会議	2
自己評価・外部評価	3
アセスメント	3

人員基準

管理者	常勤専従（支障がない場合は兼務可）
①オペレーター	提供時間帯を通じて1以上 ①・・・（看護師、介護福祉士、医師、保健師、 准看護師、社会福祉士、介護支援専門員） （1以上は常勤）
②定期巡回訪問介護員	適切なサービス提供に必要な数以上
③随時対応訪問介護員	提供時間帯を通じて1以上
④訪問看護員	
保健師、看護師又は准看護師	常勤換算方法で2.5以上（1以上常勤）
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	実情に応じた適当数
計画作成責任者	①のうち1人以上

未選任に注意!!

【メモ】

介護・医療連携推進会議

地域密着型サービスの**運営基準**で、地域密着型サービス事業者は、下記の者等により構成される**協議会（介護・医療連携推進会議）**を設置し、活動状況を報告し、**評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。**

介護・医療連携推進会議構成員

- ・ 利用者
- ・ **利用者の家族**
- ・ 地域住民の代表者
- ・ 市町村職員又は地域包括支援センター職員
- ・ 当該地域密着型サービスの知見を有するもの
- ・ 地域の医療関係者

また、介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等について、**記録を残し**、その**記録を公表**しなければならない。

実地指導で指導することが多いため注意!!

開催頻度

小規模多機能型居宅介護(予防含む) 認知症対応型共同生活介護(予防含む) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護
2か月に1回以上	6か月に1回以上

- ・ 構成員の交代や新たに開設した事業所で運営推進会議を行う場合、構成員（特に地域住民の代表者、知見を有する方）に、**事前に会議の趣旨や日程等を説明し、了解**をいただいた上で出席を依頼する。
- ・ 合同開催する場合には、連携を図り、構成員の方に**合同開催であることを丁寧に説明**する。
- ・ **開催月の前月25日**までに浜松市への出席依頼を送付ください。
- ・ 市の担当者が欠席の場合は、**議事録を介護保険課に提出**してください。（出席した場合は提出不要です。）

自己評価・外部評価

1年に1回以上、自己評価を行うとともに、当該評価を介護・医療連携推進会議において、外部評価を行うこと。

※基準 第3条の37、解釈通知 第三の一の4の(26)

通知を参考に適切に実施をお願いします。

※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項(第182条第1項において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について(平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号)

アセスメント

概ね1月に1回程度

- 計画は、**看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行う**アセスメントの結果を踏まえ作成しなければならない。

- **訪問看護サービスを利用しない者であっても**、看護職員等による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければならない。

※基準第3条の24 解釈通知第三の一の4の(16)